

べっぷ火の海まつり スパビーチ会場
出店規約（二次募集）

別府まつり振興会

べっぷ火の海まつり実行委員会

べっぷ火の海まつりスパビーチ会場 出店規約

開催日時 平成30年7月28日(土)・29日(日)/16:30~21:30

※本規約は申込時点より、申込者が本規約に同意したものとみなされます。

- ①申込者は提示する提供条件を、誠実に順守するものとします。
- ②本規約に同意できない場合は、出店者説明会前にキャンセルをお申し出ください。
- ③出店者が名義貸し及び転売等を行い本規約に違反したことが認められる場合または順守しない場合は、即時退場となり出店料は全額返金致しません。また異議申し立てについても一切受け付けません。

〔1〕出店資格及び出店申込期間

・平成30年6月20日(水)現在、大分県内在住の方、大分県内で代表者が生計を立てている団体または個人の方に限ります。但し、共催・後援・協力団体及び協賛企業または募集定員を満たさない場合に、実行委員会が選考する申込者は除きます。

- ・家族などの同一生計者・同居人の重複申込は出来ません。
- ・暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者。また下記項目にあてはまる者の申込は出来ません。

- ①暴力団②暴力団員③暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの④暴力団準構成員
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ⑥暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者
 - ⑦前各号に該当するものと生計を一にする配偶者
(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)
 - ⑧その他前各号に該当する者が、経営を実質的に支配している法人その他の団体または事業者
- ・20歳未満(未成年者)の方は代表者及び副代表者にはなれません。

二次募集申込期間：平成30年6月20日(水)~6月29日(金)

受付時間：9:00~17:00 ※平日のみ

6月15日(金)現在21店舗のお申し込みがあります。

二次募集で出店可能店舗数の上限を超えた場合は、6月15日(金)の一次募集期間までにお申し込みをされた方を優先し、二次募集でお申し込みをされた方の中で出店可否に関する抽選を行います。予めご了承ください。

〔2〕 申込時に必要な書類及び開催日までに必要な書類

■ 申込時

1. 申込用紙（印鑑押印）
2. 代表者と副代表者が大分県内に在住することを証明する書類または大分県内で生計を立てていると分かる書類。

①個人の場合・・・顔写真のついた証明書のコピー。

【証明書例】運転免許証、住基証明 ※パスポート、タスポは不可。

②事業所の場合・・・事業所の所在地を証明する書類のコピー。

・ 出店する責任者が事業所に所属する事を証明する書類のコピー。

・ 責任者の顔写真のついた証明書のコピー。

3. 出店申込一時金 1 万円…出店料の一部

※出店者説明会での出店申込一時金の返金について

出店者説明会で申込多数により出店の抽選を行った場合、落選者には出店料の一部を返金致します。詳しくは〔5〕「出店申込のキャンセルについて」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。

■ 開催前の期限日までに提出

【大分県東部保健所へ提出する書類】

1. 営業許可申請書(食品や菓子を取り扱う場合は大分県東部保健所へ)

・ 提出期限 平成 30 年 7 月 23 日 (月) 17 : 00 まで

※書類の不備がある場合は出店をお断り致します。

※出店申込者と申請者が同じでなければ、申請は出来ません。

※1 業種につき 3, 300 円の申請手数料が必要です。

【事務局へ提出する書類】

1. 生産物賠償責任保険へ加入した際の領収書のコピー

・ 領収証のコピーを 平成 30 年 7 月 23 日 (月) 17 : 00 までに事務局に提出してください。

※食品衛生協会(東部保健所内)〔0977-67-2511〕にて 1, 900 円程度で加入が出来ます。

2. 従業員名簿

・ 提出期限 平成 30 年 7 月 23 日 (月) 17 : 00 まで

※出店代表者以外の方が出店に従事する場合は、上記「従業員名簿」も提出して下さい。

〔3〕 出店料

5 万円 (2 日間) …1 コマ (間口 2. 7m×奥行 3. 6m)

(テント設営・撤去費、電気水道設備工事費、会場清掃費、その他諸費用含む)

※1 グループ (人) につき 1 コマのみ。出店者説明会時に差額 (4 万円) を集金致します。

(出店申込一時金 1 万円+出店者説明会時に集金する金額 4 万円)

〔4〕出店者説明会への出席について

出店者説明会には必ず申込の代表者又は副代表者が出席して下さい。代表者、副代表者以外の代理人の出席は出来ません。なお、副代表者の変更がある場合は、事前に事務局にお問い合わせください。変更期限は7月6日(金) 17:00までとなります。

欠席の場合は出店キャンセルとみなします。また、申込者多数の場合は抽選となります。

※申込期日までに定員を満たさない場合は、実行委員会にて協議し出店を希望する団体及び個人の方へ出店希望を確認のうえ選考します。

※但し、募集はコマ数内に限ります。

※出店場所の抽選については、申込者すべてを対象に平等に抽選を行いますが、二次募集にて申し込みをされた方の抽選は、一次募集期間【5月28日(月)～6月15日(金)】に申し込みをされた方の抽選終了後となります。

■出店者説明会

日 時：平成30年7月9日(月) 15:00 ※時間厳守

場 所：別府市役所 レセプションホール

住 所：大分県別府市上野口町1-15

連絡先：0977-24-2828

説明会に持参するモノ

- ・残りの出店料 4万円
- ・出店申込一時金預り証 ※忘れず持参してください

※出店料、出店申込一時金預り証を忘れた場合、7月10日(火)17:00までに事務局へお持ちください。

※期限内に持参いただけない場合は出店することができません。また、残りの出店料に関して、全額お支払いいただきますのでご注意ください。

〔5〕出店申込のキャンセルについて

抽選会以降はお支払いいただいた出店料については全額返金致しません。

但し、抽選会落選者の方々につきましては、出店申込一時金を返金致します。

	出店申込 一時金 (1万円)	残りの出店料 (4万円)	返金額	備 考
抽選会前のキャンセル	○	—	1万円	出店申込一時金は返金します
抽選会以降のキャンセル	×	×	×	出店料は全額返金しません

○…返金アリ ×…返金ナシ

〔6〕開催中は申込者本人が参加する事 ※名義貸しの禁止

申込者以外の代理出店は認めません。違反した場合は即時退場していただき、出店料は全額返金致しません。※当日、提出の申込書にて確認を致します。

〔7〕 備品について

1 コマにつき売店用テーブル(1.8m×0.45m)2 卓とパイプイス 2 脚を設置します。追加を希望する場合は有料となります。ご希望の場合は、事前に事務局に申込をしてください。

- ・ テーブル・・・1 卓 1,500 円
- ・ パイプイス・・・1 脚 200 円 ※料金はイベント当日に徴収致します。

店内照明は蛍光灯を使用。別途電源用に 1 コマに 1 つコンセントを取り付けます。
使用可能な最大電源容量は 10A までです。

〔8〕 社会通念上並びに法律に違反する物品の販売禁止事項

ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等その他法律に違反する物品を売ること
は出来ません。

- ①開催中の場内で、他の出店者からの購入物を自分の出店場所で販売する事は禁止します。
- ②自転車、医薬品など専売法に係わる商品の販売を禁止します。

〔9〕 未成年者のアルバイトは禁止

未成年者を従業員として雇用することは、原則禁止となります。

但し、所属する学校または団体の許可を得ている場合はこの限りではありません。

〔10〕 開催中の退場について

出店者が出店規約に反する行為や他に迷惑を掛ける行為等、主催者が必要と認めた時は、即刻退
場となります。※規約違反等の退場による出店料の払い戻しは致しません。

〔11〕 出店時の遅刻はキャンセルとなります

搬入時間の期限(16:00) までに
出店者が準備をしていない場合、または会場に来ていない場合は、キャンセルとみなし出店不可能となります。

〔12〕 搬入出車両については規定の車両以外は入場出来ません

- 会場内へ同時に搬入出可能な車両は申込 1 団体(人)につき 1 台までとし、大分ナンバーの車に
限ります。また、本項目は共催・後援・協力団体及び協賛企業または実行委員会が選考する
申込者は除きます。
- 搬入駐車券は、スタッフが車外から見て番号・氏名を確認できるように必ず助手席側のサンバ
イザーに張り付け、常に掲示してください。
- 搬入駐車券には届出をしている出店者名を記入して下さい。
- 通行時はスタッフの指示に従って下さい。
- 2 トンを超える車両での搬入出は出来ません。
※他の車両の搬入出の妨げとなる場合は、スタッフの指示に従って下さい。
- 移動禁止時間内は場内の移動・運転は出来ません。また、場内では 5km 以下の最徐行運転が
遵守してください。
- 搬出時間は警察の指示をもとに決定します。搬出時間は 22 時過ぎの予定ですが、警察の判断
により遅れる場合があります。その場合は、本部の指示に従って下さい。

先参照)へお問い合わせください。開催日が天候不良又は中止になったことにより生じた一切の損害等(営業上の利益の損失や損害を含む)については、主催者は一切の責任を負いません。

両日中止	1日開催	2日間開催
	※内、途中で中止となった場合も返金しません。	
返金する	返金しない	返金しない

〔15〕食品や菓子など許可申請が必要な品目を出店する場合

説明会終了後、7月20日(金) 17:00までに必ず大分県東部保健所〔0977-67-2511〕に申請をしてください。許可が必要な品目等の詳細については東部保健所にお問い合わせください。

出店申込者(副代表者含む)と同一者が許可申請者となってください。同一者でない場合は名義貸しとみなし今年度及び今後の出店を一切お断りします。

〔16〕生産物賠償責任保険

各自で生産物賠償責任保険に加入してください。

なお、領収証のコピーを7月20日(金) 17:00までに事務局に提出してください。

食品衛生協会(東部保健所内)〔0977-67-2511〕にて1,900円程度で加入が出来ます。

食中毒等が発生した場合は各自の責任になります。

〔17〕酒類の販売について

酒類をビン・缶のままで販売するには免許が必要です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

未成年者及び運転者には販売しないよう十分注意してください。

〔18〕免責事項と開催中の事故責任について

①会場内において、主催者の故意又は重大な過失に基づく事故を除いては、主催者は責任を負いません。

②会場内で車両を運転中に事故(人身・対物等)を起こした場合は、当事者間の責任となりますので十分に注意して安全運転で事故防止を心がけてください。

〔19〕開催中の途中退場は出来ません

開催中の搬出は禁止となります。

但し、荒天などの事情でやむなく中止する等、または主催者の指示があった場合を除きます。

〔20〕エコ活動について

①各自の出店場所、その周辺は出店者の清掃範囲となりますので、必ず掃除をしてください。

②店舗毎にゴミ箱を設置し、分別して各自でゴミ集積所に出すか、お持ち帰りください。

③廃油・ラード等は一般ゴミとして処理できませんので、必ずお持ち帰りください。

④会場は公園ですので、汚さないようにしてください。

⑤トイレの手洗い場等で洗浄をしないでください。洗浄するものがある場合は、必ず持ち帰って

洗浄してください。油や炭を使用する場合は、必ず養生シート等を使って公園を汚さないようにしてください。

- ⑥出店規約を順守していただけない場合及び実行委員会の指示に従っていただけない場合は、今後、（一社）別府市観光協会が事務局を務めるイベント、まつりについて出店をお断り致します。

〔21〕出店ブース内での販売の厳守

出店ブースから備品、販売物等のはみ出し（特にバーベキューコンロなど）は厳禁です。また、店舗外での呼び込み、販売についても禁止致します。通行の妨害等お客様や他の出店者の迷惑となるような行為はしないでください。目に余る場合は即刻退場していただき、以後の出店をお断りします。

〔22〕看板やのぼり旗の飾りつけについて

看板やのぼり旗の飾りつけは、テントの軒高より高くすることは可能ですが、常識の範囲内での高さを守ってください。

※過度な飾り付け、他に迷惑になるような飾り付けは、注意する場合がございます。

のぼり旗をテントの足に斜めに固定し、店舗よりも前に出すことは来場者に対してけがや事故の原因となり、また他の店舗の迷惑となるため禁止します。

※イベント当日、出店担当者が巡回、確認します。

〔23〕会場内の備品及び貴重品の管理について

盗難の恐れもありますので貴重品等は必ず各自で管理してください。会場内での盗難や備品の破損等につきましては、主催者は一切の責任は負いませんので、必ず各自で管理してください。

※夜間警備等はありません。

〔24〕消火器の設置義務について

平成26年8月より別府市条例が改正となり、祭礼、縁日、花火大会その他多くの方が集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、**液体、固体、気体燃料で火器を使う器具（石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等）、電気を熱源とする器具（器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの・赤熱部分が露出しているもの）**を使用する者に対して消火器を準備し、使用することが義務付けられました。対象となる器具を使用する方は**必ず消火器を設置していただきます。**

※イベント当日、消火器の確認が出来ない場合は営業の停止となる場合もございます。

使用できる消火器の種類について

住宅用消火器ではなく、業務用消火器をご使用ください。

業務用消火器のうち、6型以上の大きさの粉末ABC消火器を準備してください。

大型量販店や、消防設備業者（タウンページ等に記載）にてお求めください。

住宅用消火器



普通火災適用	炭がら油火災適用	ストーブ火災適用	電気火災適用
--------	----------	----------	--------

- 住宅火災に適した消火器として開発された蓄圧式消火器で、誰にでも簡単に操作できます。
- 外面が、赤色以外の色のものがあります。
- 住宅用ですので、薬剤の詰め替えができません。

使用期間又は使用期限が表示されています。

業務用消火器



普通火災 (A火災) 木材、紙、織物などが燃える火災	油火災 (B火災) 石油類その他の油類などが燃える火災	電気火災 (C火災) 電気設備などの火災
-------------------------------	--------------------------------	-------------------------

普通火災用

油火災用

電気火災用

- 法令で定められた義務設置用消火器です。
- 義務設置以外の場所にも設置できます。
- 耐用年数が表示されています。

〔25〕火気の取り扱いについて

平成25年8月15日京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。当イベントをはじめ、多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意を払い、営業を行って下さい。

〔26〕保険加入の勧め

上記事故を鑑み、出店される皆様に事故に対応できる保険に加入することを勧めています。各自で保険に加入している場合は、事前に補償内容をご確認ください。

〔27〕 問い合わせ先について

■べっふ火の海まつり実行委員会事務局(別府市観光協会内)

〒874-8511

別府市上野口町 1-15(別府市役所 1 階)

TEL : 0977-24-2828/FAX : 0977-24-5959

出店担当者連絡先 : 090-7534-9020

7月28日(土)及び29日(日)のみの連絡先となります。

■大分県東部保健所

〒874-0840

別府市大字鶴見字下田井 14-1

TEL : 0977-67-2511

■別府税務署

〒874-8686

別府市光町 22-25

TEL : 0977-23-2111